

空家問題から地域活性化を考える

～米原市への移住定住を促進します～

市では、昨年7月1日に「米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例」を施行し、空家等の適正な管理と有効活用のために「空家にしない、させない、ほっとかない 地域ぐるみで施策を推進」の基本理念に沿って、空家対策を実施しています。

その一環として、空家と移住希望者等をつなぐ取組や移住定住の促進を行っています。

空家で暮らす選択をし、県外から移住された2組をご紹介します。

自然食カフェ「山のごはん よもぎ」を営む

上野 華江さん(甲津原)

甲津原にある茅葺の古民家で自然食カフェ「山のごはん よもぎ」をオープンするため、平成26年8月、岐阜県垂木町から移住しました。「山々に囲まれた自然豊かな環境で、丁寧な暮らしを営みながらお店をしたい」と願い、姉川上流地域に何度も出向き、希望の空家に出会いました。今では、遠方からもお客様が訪れ、ゆっくりした時間を過ごしていただいています。イベント出店やケータリングなども行っています。



「DIYを楽しんでいます!」と話してくれた 作本さんご夫妻(醒井)

昨年の夏、観光で訪れた醒井の地蔵川周辺の環境にすっかり魅了され、ここに住みたいと思いました。「まいばら空き家対策研究会」の紹介で出会った空家は、地蔵川に面しており、屋敷内に清流を引き込んだカワドが特徴的で、一目惚れしました。自治会長さんとの面談等を経て、平成27年11月から改修しながら住み始め、急な階段の改善や薪ストーブの新設、庭に清水を引き込むなど、自分も改修に携わり、DIYを楽しんでいます。

*DIY…do it yourself の略で自分で何かを作ったり修繕したりすること



「JR東海道本線3駅周辺地域活性化事業」 空家の購入・改修・賃借・貸付に助成します

市では、JR「柏原駅」「近江長岡駅」「醒ヶ井駅」周辺を移住定住促進モデル地域と定め、空家や空地等を活用した移住、定住の促進と各駅周辺の施設整備を進め、地域の発展と活性化を推進する「JR東海道本線3駅周辺地域活性化事業」を行っています。

昨年7月からはJR東海道本線3駅周辺地域移住定住補助事業を開始しました。

7か月で10件も
申請がありました!
申込方法等詳しくは
地域振興課へ。

JR東海道本線3駅周辺地域移住定住補助金

- 補助対象地域内にある空家や空地等を活用した若者世代等の移住・定住化のために、住宅の新築、購入、改修等に対して補助金を交付（右表1～3）

子育て世帯・移住世帯を支援します！



加算メニュー

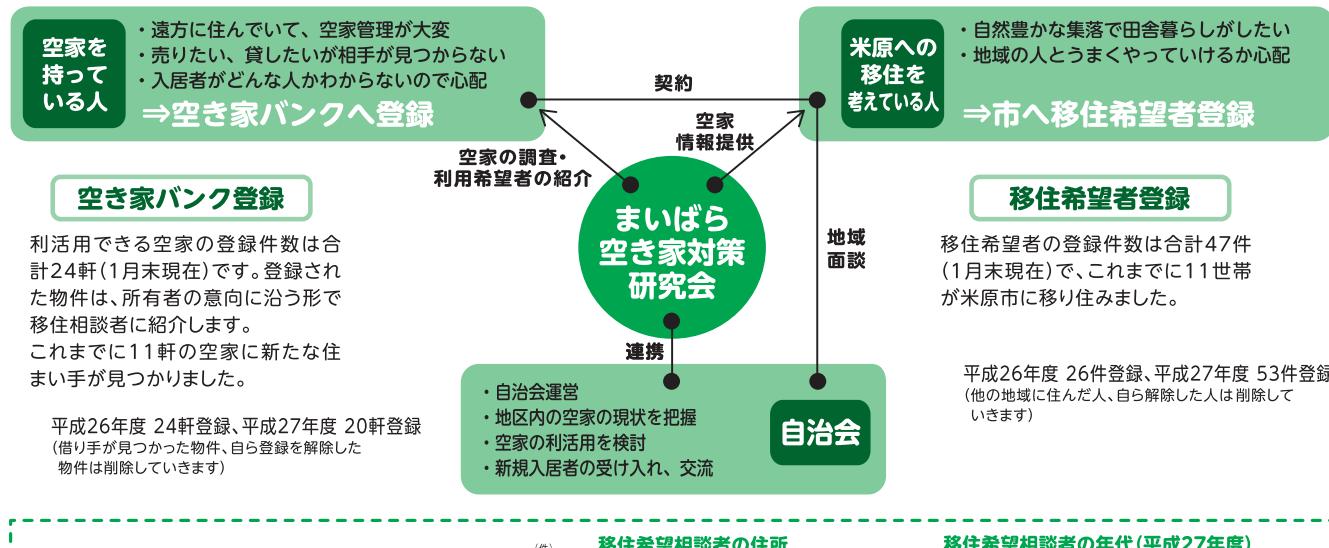
- 1 子育て世帯または転入世帯
一律40万円
- 2 引っ越し、清掃費用の実費
上限10万円 など

- 空家等の流動性を高めるために、空家等の所有者に対して奨励金を交付（右表4）

制度 内容		補助額 (補助率)	平成27年度 の実績 (1月末時点)
1	住宅建築等 事業	自ら居住することを目的に 住宅の新築または購入（建売 住宅・空家等）をする場合	上限50万円 (補助対象経費の 1/5以内)
2	住宅 (空家) 改修事業	自ら居住することを 目的に住宅の改修を する場合	上限30万円 (補助対象経費の 1/3以内)
3	賃貸住宅 家賃補助事業	空家、賃貸住宅を 賃借する場合	上限2万円／月 (家賃月額の1/2以内) ※通常で上限48万円
4	住宅等貸付 促進事業	移住希望者に土地、 建物を貸し出した場合、 所有者に奨励金	奨励金として 10万円

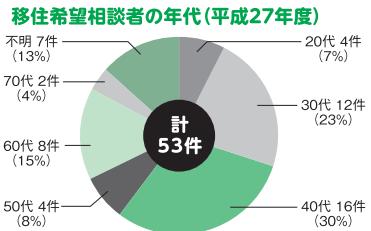
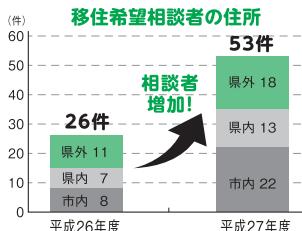
空家所有者×移住希望者をつなぐ まいばら空き家対策研究会

「まいばら空き家対策研究会」は、空家の増加によるさまざまな地域課題を解決していくことを目的に、平成26年3月に発足しました。空家の所有者や移住希望者等からの相談窓口として、空き家バンクを運営しています。



移住希望者が増えています！

相談者の6割が40歳代以下の若い世代で、市外からの移住希望者だけでなく、「市内のアパート等から、空家に住み替えたい」という相談も数多くあります。



空き家でお悩みの人は、まずはお気軽にご相談ください。

問 まいばら空き家対策研究会 米原市長岡1269 (近江長岡駅から徒歩5分) ☎ 0749-56-1034 ✉ maiakitai@za.ztv.ne.jp

米原市空家等対策計画(案)に対する 市民のみなさんのご意見を募集します

近年、空家等が全国的に増加傾向にあります。適正に管理されていない空家等は、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害等、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。全国的に課題となっている空家問題に対し、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」を昨年2月26日から施行しました。

この法律に基づき、市では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な考え方や空家の適正管理および利活用に対する取組などの方向性を示す「米原市空家等対策計画」の策定を進めています。この計画(案)について、市民のみなさんからのご意見を募集します。

*空家等の定義

建築物またはこれに附属する工作物で居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、およびその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）

◎ 計画の概要 ◎

基本理念 空家にしない、させない、ほっとかない、
地域ぐるみで施策を推進

計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

※社会情勢等の変化や計画策定の前提となる諸条件に変動があったときには計画の見直し・修正等を適宜図っていきます。

●意見の募集期間	3月4日(金)～18日(金)
●計画(案)の閲覧場所	・市役所各庁舎、市立図書館の市政情報プラザ ・各行政サービスセンター ・市公式ウェブサイト
●意見の提出方法	閲覧場所に直接提出または郵送、 ファックス、メールで下記へ

お問い合わせ・意見の提出先

市 地域振興課(米原庁舎)
〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地 ☎ 052-6623 FAX 052-4539
✉ maibara-shinkou@city.maibara.lg.jp